

承認船員制度の概要

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国資格証明書受有者

日本と2国間承認協定を締結

(現在16か国) フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン

締約国資格証明書受有者

国土交通大臣が指定する
締約国資格証明書受有者
(現在2か国) フィリピン、インドネシア

国内海事法令講習受講

指定講習機関(外航大手3社の在フィリピン研修所)
※SECOJが修了試験を監査・監督

11年5月創設

海技試験官による
承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

22年1月追加

審査員による審査

- ・口頭試問
- ・身体確認

15年12月追加

社船の船長による
実務能力確認

- ・船内における実務能力確認
(3月以上)

国土交通大臣による承認・日本船舶への乗り組み